

瀬戸内市
地区社会福祉協議会
活動マニュアル

～ 新たな地区社協活動を展開するために～

社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	3
地域福祉とは何ぞや？・・・・・・・・	4
地区社会福祉協議会の目的・・・・・・・・	4
市社協と地区社協の組織構成・・・・・・・・	5
市社協と地区社協の違い・・・・・・・・	6
活動のポイント・・・・・・・・	7
地区社協活動の進め方・・・・・・・・	9
地区社協活動事例・・・・・・・・	11
地区社協設置規程・・・・・・・・	14
（様式第1号）地区社協活動費 交付申請書	17
（様式第2号）事業実施計画書	18
（様式第4号）地区社協事業実施報告書（鏡文）	19
（様式第5号）地区社協事業実施報告書	20
（様式第6号）収支決算書	21
（様式第6号）収支決算書（記入例）	22
福祉委員設置規程・・・・・・・・	23
（様式第1号）福祉委員研修費等 交付申請書	25
（様式第2号）事業実施計画書	26
（様式第4号）福祉委員研修費等実施報告書（鏡文）	27
（様式第5号）福祉委員研修費等実施報告書	28
（様式第6号）収支決算書	29
地区社協活動 Q&A	30

はじめに

日頃より地域福祉活動にご尽力いただき、誠にありがとうございます。地域福祉推進には、瀬戸内市社会福祉協議会の活動だけでなく、小地域を基盤とした活動が非常に大切であり、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）に対する期待は大きいものがあります。

地区社協活動を実施するにあたり、それぞれの地域でその地域課題に応じた活動を計画し、実行するための具体的な活動内容や手順について記載された手引書などはほとんどないのが現状です。

このため、地区社協として地域の課題などが把握できず、どのような活動を行っていけばよいか分からないというケースが目立ち、実際に地区社協から「地区社協でどんな活動をしたら良いでしょうか？」というご意見を頂くこともありました。

地区社協活動に携わる皆さんが安心して活動できるように、地域課題の把握に注力した、本マニュアルを作成しました。

地域住民の要望に応えることができる地区社協活動の展開に、このマニュアルが参考になれば幸いです。

2020年2月1日

社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会

地域福祉とは何ぞや？

福祉といえば一般的に思いつくのが高齢者、障がい者、児童福祉など対象別に分けられたものではないでしょうか。

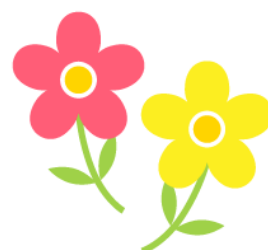
地域福祉とは、誰もが直面する可能性がある生活上の様々な困りごとを、「自助」「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせて、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心してその人らしい生活が送れることを目指し、地域住民同士が支え合っていく体制づくりや組織化などの実践活動の総称です。

少子高齢化、核家族化が進む日本では、これから皆さんと進めていく活動が求められています。

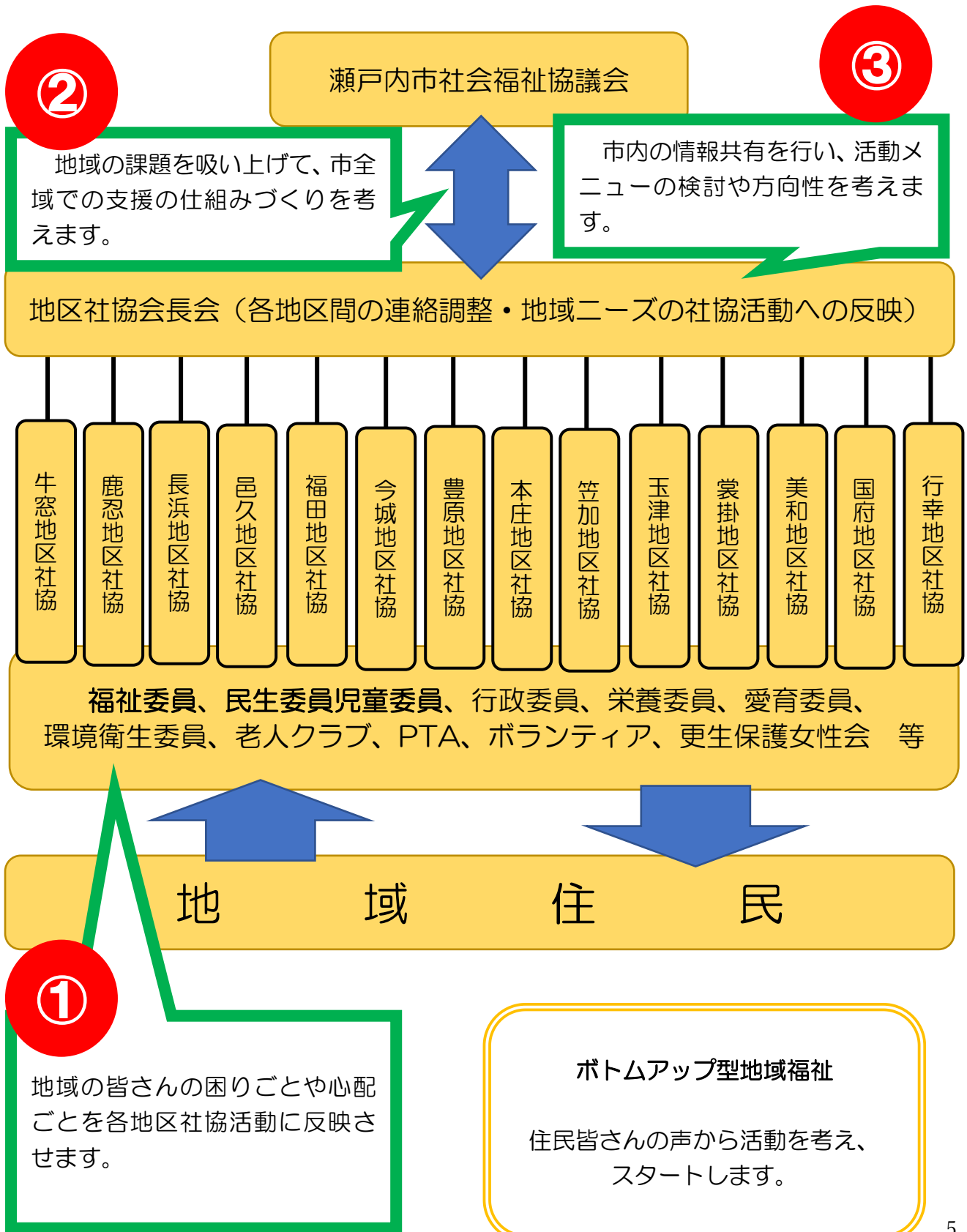
地区社会福祉協議会の目的

地区社協活動のねらいは「自分たちの地域の課題や関心ごとに、まずは自分たちで取り組もう！」という住民の意識が基になっています。地域住民が抱えている問題や悩みを「地域の福祉課題」と捉えて、様々な人たちがお互いに助け合って解決を図ることを目指します。

地区社協活動は、地域に根差した柔軟な活動ができるところに魅力がありますが、そのためには福祉課題をどうやって把握するか、住民の意識をどのように変えていくかなどが重要になってきます。



市社協と地区社協の組織構成



市社協と地区社協の違い

	市社協	地区社協
性格	<p>社会福祉法に位置付けられた民間団体 第109条に明記されており、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。</p>	<p>福祉を推進する自主組織 法的な位置づけはないですが、住民による自主組織です。 瀬戸内市内では14地区に設置されており、市社協は側面から事業の支援をしています。</p>
対象地域	<p>瀬戸内市内全体 地域に住むすべての方を対象としています。</p>	<p>地区（小学校区単位：旧村単位） 自治会や町内会の範囲を超えた小地域での活動を単位としています。</p>
取り組み	<p>地域共生社会の構築 1地区では解決できない課題に取り組んだり、誰もが安心して暮らせるように仕組みや体制の基盤をつくりまします。また、福祉に関する専門的な相談窓口を設置し、生活支援や介護事業も実施しています。</p>	<p>住民の助け合い活動 各地域で課題になっていることに対して、<u>無理のない範囲</u>で住民相互の助け合いによって解決できるように取り組んでいます。</p>
組織構成	<p>社会福祉関係の事業者・活動者 理事、監事、評議員において組織されています。地域住民の代表や学識経験者、財務諸表を監査できる方、行政職員、他の社会福祉法人関係者などから組織構成をしています。</p>	<p>地域で福祉に対して熱意のある方 地域福祉活動の推進に協力頂ける方。福祉委員、民生委員、ボランティア、老人クラブ、行政委員、愛育委員、栄養委員、婦人会など地域に密着した方により構成しています。</p>
運営財源	<p>公費補助、社協会費、寄附金、共同募金配分金、事業収入など 社協では、公費補助と事業収入において人件費を捻出し、社協会費、寄附金、共同募金の配分金を事業費に充てています。</p>	<p>助成金、社協会費、寄附金共同募金など 社協会費の40%、共同募金の10%、福祉委員研修費などを主な財源として活動しています。</p>

活動のポイント ～活動する際に知っておいて欲しいこと～

①福祉課題とはなんだろう？

地域の福祉課題はたくさんあるものですが、なかなか気づけないのが現状です。

「福祉が必要な人は恵まれない人」という援護してあげなければいけないものと考えてしまいがちですが、そのような難しいものだけとは限りません。

私たちが人間らしく生きようとする時にそれを阻むもの、つまり私たちの普段の生活上の困りごと・心配ごとが福祉課題なのです。また、個人的な問題だと思っていることが、実は地域としての問題だということも少なくありません。

②住民目線が大切です！

地域の福祉課題は専門的な視点で見るとはなく、そこに住む住民としての目線で見ることが大切です。福祉課題は、医療・保健・教育・生涯学習・交通・防犯・防災・街づくりなど幅広いものです。ぜひ、広い視野を持つように心がけてください。

③地区社協で全部の解決は難しい。

地区社協でしか解決できないこともあります。地区社協だけでは困難なこともあります。必要に応じて瀬戸内市社協や行政・関係機関につないだり、住民全体で取り組めるように働きかけていくことが必要です。

本来は、地域課題は地域住民が主体的に取り組むのが良いと言われています。そのため、いかに住民と関わっていけるかが重要となります。

④役員構成で出来ることが増えることも！

瀬戸内市では、福祉委員さんや民生委員児童委員さんを中心に活動している地区社協が多いですが、福祉に対して熱意を有している方であれば、どなたでも大歓迎です。

例えばですが、ボランティア、医療、教育、コミュニティ協議会、スポーツ関係者など協働していく上で、仲間に加わって欲しい方に声をかけていきましょう。

⑤定期的な役員会開催をお願いします。

地区社協の計画を基に役員の方で進捗状況の確認をして頂き、困りごとがあれば瀬戸内市社協（☎0869-22-2940）にご連絡ください。

⑥個人情報を守りましょう。

近年、特に厳しく言われるようになったことですが、地域の皆さんが安心して福祉活動を実施するためには大切なことです。例えばですが、個人情報を外部に出すときは、事前に本人の同意を得ましょう！

活動のポイント ～福祉課題を見つけよう～

「福祉課題」と言われてもすぐには思いつかないかと思います。ご自身の地域の課題がよく分からなければ、下記の課題を参考にしてみてください。

①生活環境の問題

- ・住民憩いの場は歩いていける場所にありますか
- ・交通安全の啓発ができていますか、事故が多い場所はありませんか
- ・住民の集会所や学習できる場所等は用意できていますか
- ・こどもの健全育成に対し、環境整備ができていますか

②住民関係（ふれあい）の問題

- ・その地にずっと住んでいる方と、新たに転入してきた方との関係は良好ですか
- ・近隣住民間のトラブルはありませんか

③文化生活の問題

- ・地域の文化活動の機会や行事は十分に提供されていますか
- ・生活に必要な情報や地域の情報が滞りなく伝わっていますか

④健康生活の問題

- ・地区内の医療機関を把握していますか
- ・健康に悪影響のあるモノ・コトはありませんか

⑤家庭生活の問題

- ・介護をしている家族のサポート体制はできていますか
- ・孤立している家庭やトラブルを抱えている家庭がありませんか

⑥高齢者、障がい者、こどもの問題

- ・孤立しがちな高齢者、障がい者はいませんか
- ・退職者の力を地域の中で生かせませんか
- ・ごみ捨てや電球の交換に悩む高齢者をどのように手助けしますか
- ・引きこもりがちな方の社会参加や健康対策をどうしますか
- ・こどもが地域でのびのびと遊ぶ場所が整備されていますか
- ・子育て中の家庭をサポートする仕組みがありますか
- ・頻繁に叱られている（あざができている）人がいませんか

地区社協活動の進め方

全体的な進め方



具体的には・・・

① 地域住民の声を聴き、計画を立てる

A 役員間で話し合う

⇒役員会で地域住民の声を持ち寄って、確認する

B 事例を検討する

⇒実際にあった活動事例などを出して、話し合います。

※個人情報の保護や、守秘義務に留意してください。

C アンケート調査

⇒簡単なアンケートを作成し、地域の行事やふれあいサロンなど地域住民が集まる機会に説明して、回答してもらいます。

D 住民座談会（小地域ケア会議）

⇒地域住民に集まってもらい、いろいろな意見を出し合います。

新たな事業にする必要がなく、既存の活動を拡げるような形でも構いません。
地域の課題に基づいて、具体的な計画と目標設定ができると良いです。

② 実際にやってみる

①の中で出た意見を計画し、実行に移します。

⇒事前に地域の状況や社会資源^{※1}を把握しておくのと円滑に進みます。

⇒細かく記録を取っておく方が良いです。振り返りの時や次年度の参考になります。

※1 社会資源とは・・・

福祉のニーズ（要望）を充足するために活用される施設、機関、個人、団体、資金、法律、知識、技能、場所、物などのあらゆるものです。

【社会資源の一例】

統計資料

高齢化率、少子化率、福祉・保健サービス利用者数など

⇒行政などからデータをもらえます。

地域特性

どんな地域？（商業地域、工業地域、住宅地域、過疎地域など）

地域の自慢！（自然環境、文化、伝統など）

公共施設等

官公庁施設、公民館、コミュニティセンター、体育施設、文化施設、学校、社会福祉施設、病院、保育園、こども園、避難場所など

住民組織

町内会、自治会、高齢者・障がい者・こども関係団体、ボランティア団体、NPO法人、生協、農協、ふれあいサロン など

生活に関連するもの

スーパー、コンビニ、タクシー会社、移動販売、新聞配達、衣料品店、ガソリンスタンド、銀行、娯楽施設、

③ 時々振り返る

計画通りに進んでいるのか、目標は達成できそうなのか確認する。

⇒活動している人だけでなく、利用者や参加者にも聴くことが大切です。

④ 改善の余地はある？

活動をしていて困ったことやトラブルなど無かったか、適切な方法で行われていたか確認し、次に向けてやりやすいように見直しをしましょう。

地区社協活動事例

ケース①

課題 こどもや高齢者の事故が多い

活動 こどもたちと一緒に「危ない場所」の点検活動をして、一緒にマップを作る

ケース②

課題 高齢者の介護に苦労している人が多い

活動 一息つける機会や場所を設けたり、介護指導教室を開催する

ケース③

課題 住民の福祉意識を高めたい

活動 勉強会を開催する（講義、車いす・高齢者・障がい者体験、施設見学など）

活動 住民座談会（小地域ケア会議^{※1}）を開催する

※1 小地域ケア会議とは・・・身近な暮らしのエリアにおいて、福祉のまちづくりに向けて話し合い、情報を共有し、早期発見・対応、連携し合う場であり、この積み重ねにより地域の福祉力をさらに高める会議です。

ケース④

課題 地域で詐欺の被害が広がっている

活動 瀬戸内警察署や瀬戸内市消費生活センターと連携し、防犯教室や活動を実施する

ケース⑤

課題 高齢者を中心に、簡単な修繕や電球交換をして欲しい人が増えている

活動 地区でボランティアセンターを開設し、紹介してあげる

ケース⑥

課題 朝のごみ捨てや買い物に悩んでいる住民が多い

活動 組織的に助け合える仕組みを考える

ケース⑦

課題 育児に不安をもつ保護者がいる

活動 ふれあい広場や子育てサロンを開催する

ケース⑧

課題 近所付き合いが少なくなって、閉じこもりがちな人が多くなった

活動 お茶菓子を食べる会や料理教室、地域のイベント（お花見、夏祭り、運動会、お月見会、クリスマス、餅つき大会、世代間交流行事）を開催する



ケース⑨

課題 新しい住民が増えてきている

活動 交流会やスポーツ大会、地域交流バザーを開催し、親睦を深める

ケース⑩

課題 買い物難民が増えてきている

活動 住民アンケートを実施して、移動販売を呼んでみる

ケース⑪

課題 少し気になる1人暮らしの高齢者がいる

活動 友愛・激励訪問や防火点検などを通じて見守りをする

ケース⑫

課題 災害が頻発している。危機意識を高めたい

活動 避難訓練の実施や避難ルートの確認、実際に避難所へ宿泊してみる

ケース⑬

課題 介護予防やリハビリをしたい人が増えている

活動 介護予防教室やミニデイサービス、ウォーキングを開催してみる

ケース⑭

課題 小学校や保育園、幼稚園が地域交流を求めている

活動 世代間交流や参観日への参加、福祉・防犯グッズをプレゼントしてみる

ケース⑮

課題 地区内で子育てを応援したい（こどもを増やしたい）

活動 出産祝い金を渡して、顔つなぎをしたりいつでも相談できる体制にする

ケース⑯

課題 地区内の高齢者をお祝いしたい

活動 敬老会、金婚式、銀婚式を開催する

ケース⑰

課題 結婚をしたいと悩んでいる人が多い気がする

活動 婚活パーティやカップリング企画を開催する



ケース⑱

課題 地域で環境問題について取り組みたい

活動 エコキャンドル^{※2} イベントや廃品回収を実施する

※2 エコキャンドルとは、家庭で不要になった食用油からリサイクルして作った廃油ろうそくのこと。
作ったろうそくを点灯し、環境保全を呼び掛ける活動が全国で開催されています。

ケース⑲

課題 地区社協活動を皆に知ってもらいたい

活動 地区社協だよりの発行や回覧版を使って活動の周知をする

ケース⑳

課題 夏休み期間中に子どもを遊ばせたいと保護者から要望が出ている

活動 夏休みふれあい教室を開催し、宿題の手伝いやふれあいの場を設ける

ケース㉑

課題 地区内の社会福祉施設・団体から交流をしたいと申し出がある

活動 美化活動や社会福祉施設・団体のイベントを通じて交流を深める

ケース㉒

課題 地区社協の活動財源を増やしたい

活動 管理できない田んぼや放棄地などを利用して野菜を作り、販売する

ケース㉓

課題 認知症の方や障がいがある方の社会参加の機会を作りたい

活動 認知症の方や障がいのある方がもてなす手作りレストランをやってみる

ケース㉔

課題 被災地を応援したいけど、募金活動以外思い当たらない

活動 観光協会等を通じて物産展を開いてみる

ケース㉕

課題 ご両親が共働きでいつも1人の子どもがいる

活動 公民館などを利用して、子ども食堂や一時的な遊び会場を設置してあげる

ケース㉖

課題 近所に外国の方や留学生いて、何か困っているような気がする

活動 多国籍料理教室などを開いて交流会や歓迎会をしてあげる

地区社会福祉協議会 設置規程

社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、瀬戸内市内の小地域において自主的な住民の参加と協力により、地域福祉の推進を図ることを目的に設置する地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(設置区域)

第2条 前条の目的を達成するため、瀬戸内市を次の14の区域に分け、それぞれ地区社協を設置する。

牛窓地区 鹿忍地区 長浜地区 邑久地区 福田地区 今城地区 豊原地区
本庄地区 笠加地区 玉津地区 裳掛地区 美和地区 国府地区 行幸地区

(構成)

第3条 地域内にある以下のような福祉関係者等で、構成するものとする。

- (1) 福祉委員
- (2) 行政委員・町内会員
- (3) 民生委員児童委員、主任児童委員
- (4) 愛育委員・栄養委員
- (5) 老人クラブ関係者
- (6) ボランティア・NPO団体・福祉施設関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 保健医療関係者
- (9) コミュニティ協議会関係者
- (10) その他地域福祉活動に熱意を有する者等

(活動内容)

第4条 地区社協は、地域福祉の推進を図るために、次のような活動を行う。

- (1) ふれあい交流活動
- (2) 広報啓発活動
- (3) 見守り・たすけあい活動
- (4) 本会の地域福祉活動への参加・協力
- (5) その他介護予防等必要と思われる活動

(事務局)

第5条 各地区社協に事務局を置くことができる。ただし、その所在地は各地区社協において定める。

(役員構成等)

第6条 地区社協組織の円滑な運営のため、各地区社協に次の役員を置くことができる。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事 務 長 1名
- (4) 会 計 若干名
- (5) 監 事 若干名
- (6) その他運営に必要な役員等 若干名

2 前項第2号から第6号の役員等の定数は、各地区社協において定める規約による。

(役員等の職務)

第7条 各地区社協において選任された役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、地区社協を統括するとともに、地域内の他の福祉関係団体及び本会との連絡調整を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、地区社協の運営全般に携わる。
- (3) 事務長は、地区社協内の事務を統括する。
- (4) 会計は、地区社協の経理全般を行う。
- (5) 監事は、地区社協の事業執行状況及び経理を監査する。

(役員等の任期)

第8条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の異動報告)

第9条 地区社協の役員等に異動が生じた場合、速やかに本会へ報告するものとする。

(会議等)

第10条 地区社協の円滑な事業運営のため、各地区社協は定期的な会議等を開催するものとする。ただし、会議等の構成員及び開催時期等については、各地区社協において定める規約による。

2 各地区社協間及び本会との連絡協調を円滑にするため、地区社協会長連絡会を必要に応じ開催するものとする。

(地区社協の活動費)

第11条 本会は、地区社協の活動に対し、次の各号に掲げる区分により活動費を交付する。

- (1) 基礎配分(様式第1号・様式第2号)

各地区社協の区域内における、当該年度本会会員会費実績額の40%以内、及び各地

区社協の区域内における、前年度共同募金（一般募金）実績額の10%以内に相当する額を配分する。

(2) 特別配分（様式第3号）

各地区社協からの申請により、本会の会長が特に必要と認めた事業に対し運営費を配分する。

ただし、その総額は当該年度本会会員会費実績の5%以内とする。

(3) 活動の報告

各地区社協における実施事業について、年度末に以下の書類等を本会の会長に提出するものとする。

①基礎配分

1) 実施報告書（様式第4号・様式第5号・様式第6号）

②特別配分

1) 実施報告書（基礎配分の様式に準じる）

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人
瀬戸内市社会福祉協議会
会長 _____ 様

地区社協名 _____

会 長 名 _____ ⑩

地区社協活動費 交付申請書

（基礎配分）

瀬戸内市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会設置規程第11条の規定に基づく地区社協活動費について、交付を受けたいので次のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 添付書類

（1）事業計画書（様式2）

○ 振込先	銀行	本店
	信金	
	_____ 農協	支店
○ 口座番号	普通	_____
	ふりがな	
○ 口座名義	_____	

令和 年度 事業実施計画書

○ 実施事業の内訳

月 日	事 業 内 容 等

令和 年度 事業実施報告書

○ 実施事業の内訳（年間の活動状況、参加人数等もお書きください。）

月 日	事 業 内 容 等
年間を通じてよかった点、効果	
課題、問題点	

令和 年度 収支決算書

○ 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
活動費配分金		
参加費		
その他助成金		
雑収入		
繰越金		
合 計		

○ 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	備 考（記入例）
会議費		
研修費		
事務費		
通信費		
消耗品費		
負担金		
繰越金		
合 計		

※領収書、レシート等を添付してください。

なお添付が難しい場合は、地区社協会長の証明書を添付してください。

令和 年度 収支決算書

○ 収入の部 (単位：円)

科目	金額	備考
活動費配分金		社協会費 40% 共同募金特別配分金 10% など
参加費		
その他助成金		福祉委員研修費等補助金 (@5,000×人数分) など
雑収入		
繰越金		
合計		

○ 支出の部 (単位：円)

科目	金額	備考（記入例）
会議費		会議時におけるお茶代など
研修費		研修、行事などの事業経費
事務費		事務に必要な経費
通信費		はがき、切手代など
消耗品費		
負担金		福祉委員研修費等への負担金
繰越金		
合計		

※領収書、レシート等を添付してください。

なお添付が難しい場合は、地区社協会長の証明書を添付してください。

福祉委員 設置規程

社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会福祉委員設置規程

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進のために福祉委員を設置する。

(委 嘱)

第2条 福祉委員は本会の会長が委嘱する。

(選 出)

第3条 福祉委員は各自治会から概ね30世帯に1名の割合で選出する。ただし、自治会の構成世帯が30世帯未満の場合には自治会より1名を選出する。

(推 薦)

第4条 福祉委員の推薦は前任の福祉委員が行う。ただし推薦者が福祉委員と他の委員等の複数であることは差し支えない。福祉委員の推薦にあたっては、各自治会・地区社協における総会等での承認を得ることが望ましい。

新設もしくは福祉委員が不在の自治会においては、福祉委員の推薦は行政委員、自治会長、民生委員児童委員等と協力して地区社協会長が行う。

(役 割)

第5条 福祉委員の役割は以下のような活動が考えられるが、各町の実情に配慮するとする。

- (1) 地区社協活動への参加、協力
- (2) 身近な範囲の見守り、たすけあい活動
- (3) 本会の地域福祉活動への参加、協力
- (4) 社協会費及び共同募金の集金への協力
- (5) せとうち社協通信の配布への協力
- (6) その他介護予防等必要と思われる地域福祉活動

(任 期)

第6条 福祉委員の任期は原則として2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

福祉委員は再任することができる。

(位置づけ)

第7条 福祉委員は地域福祉を推進する無報酬のボランティアである。

(連絡会の設置)

第8条 福祉委員同士の親睦や交流、勉強会等の目的のもと連絡会を設置することができる。連絡会の設置の範囲は瀬戸内市、旧町、地区社協単位とし、設置については定めた設置の範囲ごとの福祉委員の同意により設置できる。

(研修会の開催)

第9条 改選時において福祉委員を対象とした研修会を開催する。
また必要に応じて瀬戸内市、旧町、地区社協単位ごとで開催できる。

(連 携)

第10条 福祉委員は地域内の福祉関係機関、地区社協等と連携し、地域福祉を推進するものとする。

(福祉委員研修費等)

第11条 第5条に掲げる福祉委員活動及びその他地域福祉活動を支援することを目的に、地区社協を通じて研修費等を交付する。(様式第3号)

2 年度当初、年度末に以下の書類等を本会会長に提出するものとする。

(1) 年度当初

- ①申請書(様式第1号)
- ②計画書(様式第2号)

(2) 年度末

- ①報告書(様式第4号・様式第5号)
- ②決算書(様式第6号)

(守秘義務)

第12条 福祉委員活動で知り得た情報は、家族を含む第三者に漏らしてはいけない。福祉委員を退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人

瀬戸内市社会福祉協議会

会長 様

地区社協名

会長名

印

福祉委員研修費等 交付申請書

瀬戸内市社会福祉協議会 福祉委員設置規程第11条の規定に基づく福祉委員研修費等について、
交付を受けたいので次のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 円

2. 添付書類

(1) 事業計画書（様式2）

○ 振込先	銀行	本店
	信金	
	農協	支店
○ 口座番号	普通	
	ふりがな	
○ 口座名義		

令和 年度 実施計画書

○ 実施事業の内訳

月 日	事 業 内 容 等

様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人

瀬戸内市社会福祉協議会

会長 _____ 様

地区社協名 _____

会長名 _____ 印

福祉委員研修費等実施報告書

令和 年度の当地区社会福祉協議会における福祉委員研修費等について、下記関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

1. 福祉委員研修費等実施報告書
2. 収支決算書
3. その他（ ）

令和 年度 福祉委員研修費等実施報告書

○ 実施事業の内訳（参加人数等もお書きください。）

月 日	事 業 内 容 等
よ っ た 点、効果	
課 題、問 題 点	

令和 年度 収支決算書

○ 収入の部 （単位：円）

科 目	金 額	備 考
研修費等配分金		@5,000×福祉委員人数分
地区社協負担金		地区社協会計からの負担金
参 加 費		
その他助成金		
雑 収 入		
繰 越 金		
合 計		

○ 支出の部 （単位：円）

科 目	金 額	備 考（記入例）
会 議 費		
研 修 費		
事 務 費		
通 信 費		
消耗品費		
合 計		

※領収書、レシート等を添付してください。

なお添付が難しい場合は、地区社協会長の証明書を添付してください。

地区社協活動 Q&A

Q1 地区社協はなぜ必要なのでしょう？

A1 地域のコミュニティが弱まり、人と人とのつながりが希薄になっている現代社会において高齢者、子ども、障がい者など、社会的に弱い立場にある人たちを地域で支えていく必要があります。そのためには、地域において生活上の課題を発見し、解決の手助けをする活動を継続的に展開する組織として地区社協は期待されています。

Q2 書類作成時にパソコン操作が苦手なのですが、教えてもらえますか？

A2 もちろん、お伝えさせていただきます。パソコンを所有していない場合は、職員に下書きを渡して頂ければ、代行入力致します。ただし、数日間のお時間を頂きます。

Q3 イベント時に写真を撮って欲しいのですが、来てもらえますか？

A3 可能です。地区に担当職員を配置していますので、ご相談ください。土日祝日、夜間等は伺えない場合もございます。

Q4 他市へ視察に行きたいのですが、視察先を調整してもらえますか？

A4 調整します。希望日程と参加者数、学びたい分野等をお知らせ下さい。

Q5 地区社協内で懇親会を開きたいのですが、経費でお弁当の購入、又はレストラン等へ行って食事をする事は可能ですか？

A5 原則自己負担をお願いしておりますが、1人1,500円までは認めています。この範囲で調整をお願いします。

Q6 活動中にケガなどをした場合、補償してもらえますか？

A6 本会としては補償ができませんが、ボランティア活動保険やボランティア行事用保険を取り扱っておりますので、ご加入を推奨しています。尚、福祉委員の皆様につきましては、ボランティア活動保険に本会が加入料を負担し、加入しております。

Q7 地区社協役員は活動手当てがもらえますか？

A7 地区社協は役員に関わらず、無給のボランティアとして活動をお願いしています。

Q8 地区社協で新規の事業を考えているのですが、市社協から助成金を出してもらえますか？

A8 地区社協規程以上の助成金を出すことは難しいため、予算の範囲内でお願います。ただし、企業や団体が助成金を出していることがあるため、そのご紹介や申請の手続きのお手伝いをさせていただきます。

Q9 イベントや勉強会を開催する際に、資機材を貸して頂けますか？

A9 可能です。本所や支所にしかない物品もございますので、あらかじめご相談ください。貸出料は無料です。

Q10 イベントや勉強会を開催する際に、社協（総合福祉センター）を使用することはできますか？

Q10 平日9時から17時の間、使用可能です。土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始はお貸しすることができません。利用料は無料ですが、冷暖房費を実費で頂きます。また予約制となっておりますので、使用を希望される場合は、一度ご連絡ください。

「瀬戸内市地区社会福祉協議会 活動マニュアル」

発行 2020（令和2）年2月

発行元：社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会

連絡先：〒701-4246

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄 862 番地 1

 0869-22-2940 FAX0869-22-1850

メール：info@setouchisyakyo.or.jp

URL：<http://www.setouchisyakyo.or.jp/>